

府内産農産物継続生産支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、販売額が減少する等の影響を受けた農産物の再生産に向けた取組に対し支援を行います。

＜事業内容＞

事業実施主体

3戸以上の府内の販売農家で組織する団体
(JAの品目別部会、集落営農組織、構成員3戸以上の法人等)

対象品目 (ただし条件があります)

茶、京野菜(黒大豆、小豆、酒米)

補助率及び補助額

補助率: 定額

補助額: 以下の式で算出

品目別
支援単価
(表参照)

×

事業実施主体の構
成員※による当該
品目の作付面積※※
の計

※ 収入保険に加入済又は今後加入することを確約した者に
限ります。

※※ 令和2年2月以降収穫済又は収穫中の品目はその面積、
それ以外は作付面積となります。

品目及び条件

品目	条件
1 茶 2 京野菜 みず菜、なす(なす、賀茂なす)、とうがらし(伏見、万願寺)、こかぶ、壬生菜、花菜、トマト(含ミニトマト、ミディトマト)、京たけのこ、えんどう、京はたけ菜、聖護院だいこん、聖護院かぶ、ブロッコリー、やまぶき、かぼちゃ、金時にんじん、玉ねぎ、甘藷、人参 3 黒大豆 4 小豆 5 酒米(祝及び五百万石)	令和2年2月以降において、次のいずれかを満たす場合に支援対象 (1)卸売市場における売上げが前年同月比2割以上減少した品目 →交付申請期間に公表します (2)契約栽培等を行った場合の販売金額、販売数量、入園者数のいずれかが前年比2割以上減少した品目 →実績値を自己申告(証拠書類の添付が必要です)

補助申請・補助金の流れ

実施主体



府

※府とともに、市町村・農業協同組合・農業共済組合等による周知及び伴走支援を行います。

申請スケジュール

2回予定(どちらかに申請してください)

①令和2年 8月20日(木)～ 9月30日(水)

②令和2年12月 1日(火)～12月25日(金)(※)

※9月以降栽培の品目が中心となります

注意事項

○1ほ場当たり1回のみでの支援となります。

○申請時に当該農地の面積がわかる資料(農地基本台帳等)の添付を求める場合があります。

品目別支援単価

品目		単価(／10a)
茶	手摘み	50千円
	機械摘み	10千円
京野菜		30千円
黒大豆		30千円
小豆		30千円
酒米		20千円

[お問い合わせ先]

お住いの地区を所管する各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課まで(京都市・乙訓地区は農産課へ)お願いします。

京都府農林水産部農産課 TEL:075-414-4966

山城広域振興局(宇治市) TEL:0774-21-2392

南丹広域振興局(亀岡市) TEL:0771-22-0371

中丹広域振興局(舞鶴市) TEL:0773-62-2508

丹後広域振興局(京丹後市峰山町) TEL:0772-62-4305

この事業の要領(様式)、QA、対象品目などの詳細情報や最新情報は農産課のホームページをご覧ください([京都府農産課]で検索)